

コミュニティ・スクール通信@京都

2015

小学校全校に学校運営協議会を設置！さらなる充実へ

特集 地域ぐるみで9年間の学びを支える、小・中学校合同で進める学校運営協議会（P3）

学校運営協議会とは、保護者や地域の方々に学校運営に参画いただき、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていくための組織です。この学校運営協議会を設置する学校のことを「コミュニティ・スクール」といいます。

京都市では、明治の初め、全国に先駆けて、「番組」と呼ばれる自治組織ごとに住民自らの手で学校を創設して以来、学校が地域の核となってきました。そして、この伝統を今に活かし、「地域の子どもは地域で育む」という理念のもとで、学校運営協議会に具体的な学校支援活動を行う企画推進委員会（部会）を設けた「京都方式」での取組を推進しています。



学校運営協議会での熟議の様子



企画推進委員による学習支援の様子

平成27年3月には政令指定都市で初めて学校運営協議会の小学校全校への設置が完了する等、活動が着実に広がり、全国市町村で最多となる229の学校・幼稚園に学校運営協議会を設置しています。

子どもたちの健やかな成長につながる豊かな教育を継続して実践していくためには、学校・家庭・地域が成果や課題を共有しながら、さらには思いや行動も共有していくことが重要です。今後とも学校運営協議会を核としながら、保護者・地域と共に子どもたちを育む本市教育を一層推進してまいります。

◆京都市における学校運営協議会のあゆみ

| | |
|----------|--|
| 平成14年度 | 文部科学省「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」の実施校に御所南小学校が指定される。また、京都市が独自に「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を創設し、高倉小学校を指定（翌年度、京都御池中学校を指定） |
| 平成16年9月 | 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され「学校運営協議会」が法制化 |
| 平成16年11月 | 御所南小学校、高倉小学校、京都御池中学校の3校に学校運営協議会を設置 |
| 平成18年4月 | 「学校運営協議会に関する専門委員会」を設置（平成19年7月に「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」に改組） |
| 平成23年2月 | 全国コミュニティ・スクール連絡協議会が発足〔高桑三男教育長〔当時〕が副会長就任〕 |
| 平成25年7月 | 全国コミュニティ・スクール研究大会 in 京都を開催〔国立京都国際会館〕 |
| 平成26年2月 | 全国コミュニティ・スクール連絡協議会会長に生田義久教育長〔当時〕が就任。 |
| 平成27年3月 | 小学校全校（166校）に学校運営協議会を設置。 |

京都市の学校運営協議会の設置校数（平成27年4月1日現在）

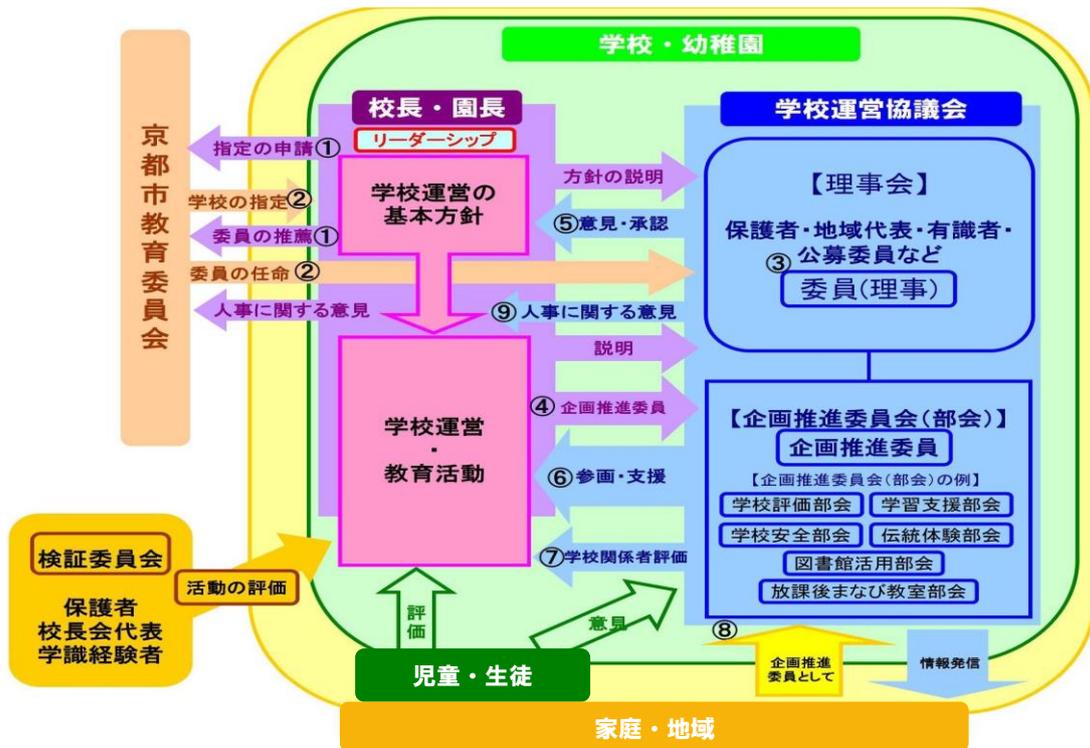
| | | |
|-------------|--------|--------|
| 幼稚園（全16園） | 12園 | 75.0% |
| 小学校（全166校） | 166校 | 100.0% |
| 中学校（全73校） | 44校 | 60.3% |
| 総合支援学校（全7校） | 7校 | 100.0% |
| 合計 | 229校・園 | 87.4% |

このうち、13中学校区（※）では中学校区単位で運営する「小中合同の学校運営協議会」を設置しており、義務教育9年間の一貫した学びと育ちの充実に向けた小・中学校、家庭、地域の協働体制が作られています。

※ 凌風中、久世中、大原中、花背中、開晴中、東山泉中、嵯峨中、西院中、高雄中、宕陰中、双ヶ丘中、周山中、桃陵中の各中学校区

「京都方式」の学校運営協議会 基本構想図

京都市の学校運営協議会の最大の特徴は、学校運営の基本方針に関わる「理事会」と、具体的な学校支援活動を実施していく「企画推進委員会（部会）」が一体となっているところにあります。各校・園では、校・園長のリーダーシップのもと、学校・家庭・地域が「育てたい子ども像」や「目指す学校・園像」等を共有したうえで、活動の方向性を協議し、様々な方のご参画・ご支援により学校運営や教育活動の改善・充実に向けた取組を進めています。



- ①地域との信頼関係のもと、校長が学校運営協議会の指定を教育委員会に申請、委員を推薦。
- ②教育委員会が指定し、委員（理事）を任命。
- ③学校運営協議会は取組の方向性や企画推進委員会（部会）の活動について校長と協議（「熟議」の活用）。
- ④校長は必要な企画推進委員会（部会）の企画推進委員を委嘱。
- ⑤学校運営協議会は、校長の学校運営の基本方針を承認。
- ⑥学校運営協議会の委員（理事）・企画推進委員は、学校運営に参画・支援。
- ⑦学校が行った自己評価結果に対して、評価を行うとともに改善策・支援策を検討（学校関係者評価）。
- ⑧学校や学校運営協議会の取組の成果や課題について情報発信を行い、意識共有や協働体制の充実を図る。
- ⑨教員公募など人事に関する意見について校長と協議。

学校運営協議会の充実に向けた「熟議」の活用

「学校運営協議会の充実に向けた 熟議及び研修会（H26.8.21 京都市総合教育センター）」

学校運営協議会の充実に向けた学校運営協議会委員と教職員合同での研修会では、学校・家庭・地域の協働体制を高めるための情報共有・意見交換の重要性についての講義の後、6人程度のグループに分かれて「コミュニティ・スクール こうすればもっとよくなる」というテーマで熟議を行いました。※「熟議」とは、多くの当事者による熟慮と議論を重ねながら政策を形成していくことです。

各グループからは「学校運営協議会の取組の様子や成果を保護者や地域にしっかりと伝えていく必要がある」、「小中一貫教育の視点から、学校運営協議会も小中で連携を深めていくことが重要」、「学校運営協議会には地域を担う人材を育てていく役割もある」等の意見が出されるとともに、各校の実践を交流する場にもなりました。



京都市では、全中学校区において小中一貫教育を推進しており、義務教育9年間の学びと育ちの充実に向けた様々な取組を進めています。そして、その取組を推進するための視点の一つに「家庭・地域との連携・協力」を掲げています。その視点をもとに、京都市では「小中一貫教育」と「地域ぐるみの教育」を合わせ、学校・家庭・地域が一体となって、家庭教育も含めた計画的・系統的な小中一貫教育に取り組み、義務教育9年間の学びと育ちを組織的に支えていくため、中学校区単位で運営する「小中合同の学校運営協議会」の設置を推進しています。



小中合同の学校運営協議会では、中学校区としての目指す子ども像の実現や小・中学校で共通した課題の解決に向けた協議に加え、「中学校区単位での合同行事の実施」や、「小・中学校での学校評価項目の共通化」、「家庭学習の実践項目を示した『中学校区版・家庭学習の手引き』の作成」等、中学校区全体で子どもを育てていくという意識のもと、様々な取組が展開されています。

※現在は13中学校区に設置（凌風中、久世中、大原中、花背中、開晴中、東山泉中、嵯峨中、西院中、高雄中、宕陰中、双ヶ丘中、周山中、桃陵中）

取組事例

○双ヶ丘中学校区（御室小学校、宇多野小学校、花園小学校、双ヶ丘中学校）平成26年7月30日設置

本中学校区では、4校ともに学校運営協議会が既に設置されていましたが、これまで以上に地域と一体となって、組織的に小中一貫教育を推進するため、各校の学校運営協議会の代表者が集まる形での小中合同の学校運営協議会を発足させました。

発足後、中学校区全体で取り組むべき方向性を検討し、1年次の活動として「義務教育9年間を見渡した教育活動の検証を行うための、小・中学校の学校評価項目の共通化」に取り組みました。また、地域と連携した行事として「小中合同での避難所設営訓練」も実施し、200名を超える参加者の中、中学生は避難所設営と運営を、小学生は避難者役を務め、災害に対して地域一体で取り組む意識づくりが進められたことに加え、子どもたちの自主性や地域への参画意識を高めることにつながる取組となりました。



小中合同での避難所設営訓練

○久世中学校区（大藪小学校、久世西小学校、久世中学校）平成23年4月13日設置

本中学校区では、平成23年度から小中合同の学校運営協議会を設置しており、「教職員」、「保護者」、「児童・生徒」のそれぞれの行動指針を示した「久世スタンダード」の作成や、中学校区版の「家庭学習の手引き」の作成等の取組を進めてきました。

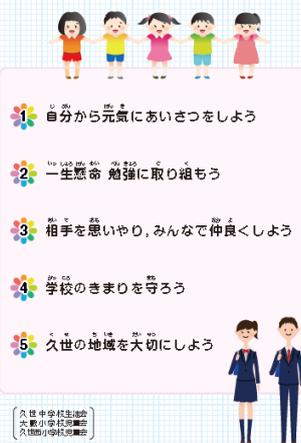
平成26年度においては、子どもたちの学力向上に地域ぐるみで取り組む意識を高めるため、学習状況の分析を3校共同で行い、さらに学校運営協議会でも分析の結果をもとに改善策について協議しました。

また、「久世スタンダード」の改訂版（平成27年4月に3校で保護者・教職員に配布予定）を作成し、中学校区全体としての目標の焦点化と、具体的な行動に向けた意識共有をさらに進めています。



京都市立久世中学校 / 京都市立大藪小学校 / 京都市立久世西小学校
平成27年3月29日

久世スタンダードVer.2（児童・生徒版）



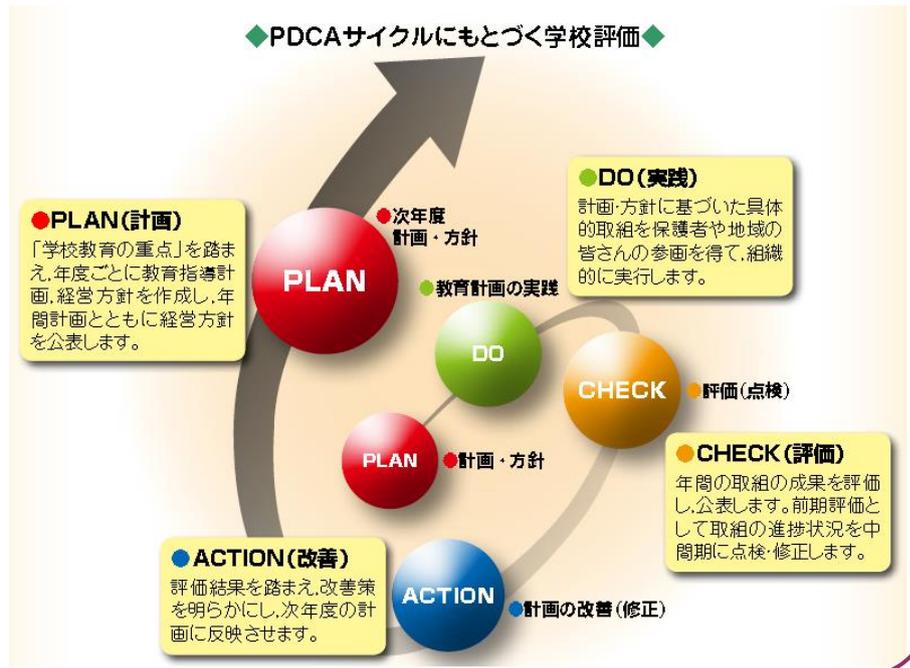
久世中学校生徒部
大藪小学校児童部
久世西小学校児童部

久世スタンダード・・・「児童・生徒版」、「保護者版」、「学校版」の3部構成で、中学校区として、それぞれの行動指針を示した冊子。

コミュニティ・スクールとともに「開かれた学校づくり」を推進するうえで重要な役割を果たすのが、学校評価です。実効性のある学校運営協議会にするためには、そこに携わる人たちの「当事者意識」が重要となります。

学校運営協議会設置校では、学校の自己評価に対する評価（学校関係者評価）を学校運営協議会理事会で実施していただくなど、保護者・地域と課題を共有するとともに、子どもたちのために何ができるかを、一体となって考える機会として学校評価を活用しています。

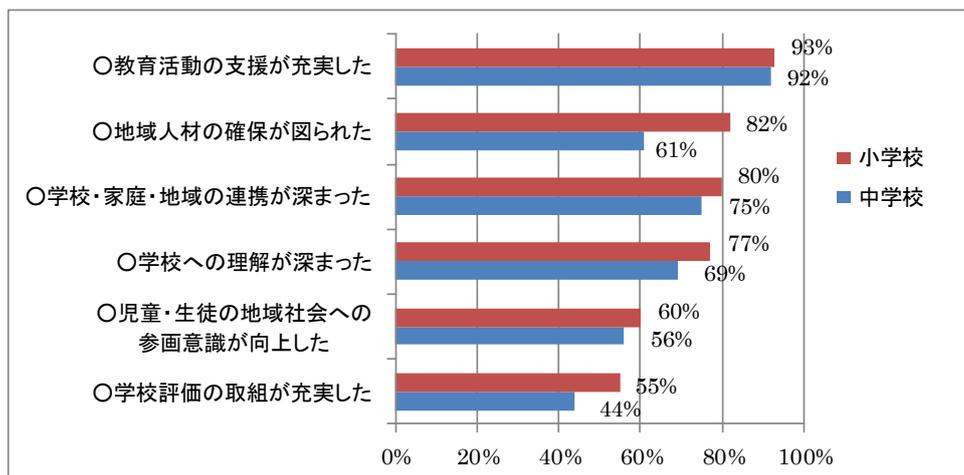
「参加から参画へ」をキーワードに、保護者や地域の方々の声を大切にするとともに、学校・家庭・地域が批判し合うのではなく、自らを振り返り、互いに高め合う双方向の信頼関係を構築し、子どもたちの学校生活をよりよいものにすることを目指し、学校評価の充実に取り組んでいます。



コミュニティ・スクールの主な成果

学校運営協議会を設置する市立学校へのアンケート調査を実施したところ、7割以上の学校から「教育活動への支援が図られた」、「学校・家庭・地域の連携が深まった」、5割以上の学校から「学校評価の充実につながった」と回答がありました。共に学校づくりを行うという目的意識のもとで、学校・家庭・地域が互いに高めあう関係を構築し、教育活動の充実につながる取組が進められていることがうかがえます。

以下は「コミュニティ・スクールの主な成果認識」についてのアンケートの結果概要です。（平成26年11月実施）



編集後記

平成16年11月から学校運営協議会の設置が始まり、約10年が経過した平成26年度末、小学校全校に、中学校は約6割に学校運営協議会を設置するまでに至りました。今後とも、学校運営協議会を中心に、子どもたちの教育活動の充実や課題解決、地域コミュニティの活性化につながる取組を推進してまいります。

学校運営協議会に関することで御質問等ございましたら、お気軽に担当までご連絡ください。

京都市教育委員会学校指導課

小中一貫教育・学校運営企画担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488

電話：075-222-3801

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000038884.html>